

事故の補償額について

○袖ヶ浦市総合災害補償要綱（抜粋）

別表（第5条関係）

区分	給付額
死亡給付金	5,000,000円
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより 5,000,000円～200,000円
入院補償給付金	入院日数 1日以上 5日まで 20,000円 入院日数 6日以上15日まで 30,000円 入院日数 16日以上30日まで 60,000円 入院日数 31日以上60日まで 90,000円 入院日数 61日以上90日まで 120,000円 入院日数 91日以上 150,000円
通院補償給付金	通院日数 2日以上 5日まで 10,000円 通院日数 6日以上15日まで 20,000円 通院日数 16日以上30日まで 30,000円 通院日数 31日以上60日まで 45,000円 通院日数 61日以上 60,000円

※社会奉仕活動中に住民等第三者（他の市町村の住民も含まれます。）の身体障害及び

財物損壊が発生した場合、総務課（直通：0438-62-2104）までご連絡をお願いします。